

様式1 12 国土交通省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1210010	道路特定財源で道路管理者が河川の維持・管理・改修を行えるようにする。	河川法第20条及び第69条 道路特定財源制度	河川管理者以外の行政機関等が、河川の工事又は維持を行うことを希望し、かつ、それが河川管理上支障がなければ、河川管理者以外の者に河川管理者の承認を受けて河川工事等を行うことを認めている。 この際、工事等に要する費用は、当該工事を実施する者が負担することとなっている。 道路特定財源制度は、受益者負担の考え方に基づき、自動車利用者が利用に応じて道路整備の財源を負担する制度であり、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」等により、道路特定財源の用途について道路整備等の費用に限定されている。	C	道路特定財源については、受益者である自動車利用者が道路整備の費用を負担しているものであり、道路整備と直接関係ない河川改修工事等は、本財源の対象とはならないため。	-	-	1011011	道路特定財源で道路管理者が河川の維持・管理・改修を行えるようにする。	道路特定財源で道路管理者が河川の維持・管理・改修を行えるようにする。	大規模自然災害発生時に、道路の通行を確保し、安全に避難、救助ができるように、道路特定財源を道路の冠水対策として河川の維持・管理・改修にも利用できるようにし、河川管理者だけでなく、道路管理者も河川の維持・管理・改修を行えるようにする。	平成16年に発生した大規模自然災害では、至る所で河川が氾濫し、道路が通行できなくなり、被害を拡大させてしまった。これは、都道府県が維持管理している2級河川の河川整備基本方針と基本整備計画が策定されていないため、河川の維持・管理を行うことができないことその一因がある。そこで大規模自然災害発生時に歩行者及び車両の安全な通行を確保するために、道路特定財源による道路の冠水対策のための、河川の維持・管理・改修を河川管理者だけでなく、道路管理者も行えるようにする。	愛媛県	周桑・いのちの樹	国土交通省
1210020	防災ダムの建設	砂防法	砂防ダムとは、砂防法第1条の砂防設備であり、同法の定義において「治水上砂防ノ為施設スルモノ」とされており、土砂の生産を抑制し、流送土砂の合理的な処理を行うことにより、水害等の主要な原因を形成している土砂の流出による河床の上昇等を防止するために施工する設備である。 また、砂防設備の設置の必要がある場合又は治水上砂防のため一定行為の禁止若しくは制限する必要があるときには、国土交通大臣は、都道府県の要望を受けてこれらの土地について、砂防指定地として指定することができる。	C	砂防ダムとは、砂防法第1条の砂防設備であり、同法の定義において「治水上砂防ノ為施設スルモノ」とされており、土砂の生産を抑制し、流送土砂の合理的な処理を行うことにより、水害等の主要な原因を形成している土砂の流出による河床の上昇等を防止するために施工する設備であり、「ダム式処分場」を水処理施設を併設した砂防ダムとして建設することはできない。	-	-	1011020	防災ダムの建設	特定多目的ダム法の目的の治水・利水のほかに防災を加え、廃棄物処理法の中にある「ダム式処分場」を水処理施設を併設した砂防ダムとして建設できるようにする。	巨大地震発生時に、中山川の上流に設置されている民間の産業廃棄物最終処分場からのゴミの流出をふせぐために、ダム式処分場を「防災ダム(水処理施設付き砂防ダム)」として、国土交通省・厚生労働省・農林水産省・環境省の補助をうけて、産・学・官・民の協働により建設する。	日本各地で、流域住民の知らない間に、土石流危険渓流や地滑り危険箇所などに民間の最終処分場が設置されているという現実がある。大規模自然災害や巨大地震発生時には、それらの処分場からのごみの流出が予測される。現在の河川法では、この処分場設置を止めることができない。現に中山川ダム建設計画休止の原因の一つとなったこの中山川の上流にある最終処分場は、日本有数の規模を誇る処分場であり、施設内に中央構造線がおり、そばには活断層が存在している。ここからごみの流出が発生したときは、中山川のみならず、瀬戸内海の汚染も想定される。そこで、下流に住む人々の生命と愛媛県が誇る観音地帯と瀬戸内海を守るために、ダム式処分場を水処理施設を持つ砂防ダムとして建設する。	愛媛県	周桑・いのちの樹	国土交通省
1210030	特定道路建設促進公債の新設 ～「国」と「民間」と「自治体」との協働による工夫～	財政法第4条	公共事業関係費については、財政法第4条の規定により、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で建設公債を発行して賄っているところ。	C	歳入歳入一体改革を進める中で、新たな借金による事業費の増加は不適切であること ・具体的箇所について、前倒し供用が可能ということであれば、毎年度の予算の重点化により対応すべきことから採り得ない。	-	-	1100010	特定道路建設促進公債の新設 ～「国」と「民間」と「自治体」との協働による工夫～	道路財源を支える制度の見直しを検討される中で、「財政支出は不変」「道路整備は促進」ということを念頭に、国の道路計画を基本として、引き続き必要な道路はしっかり整備していただくよう、特定道路建設促進公債の新設を提案する。	事業計画が既に明確に立てられている道路整備計画に関して、財政支出を当初計画どおりとして、なおかつ早期共用、早期完成をめざすため、整備計画の後半年度の支出分を担保として、特定公債として民間から資金調達して集中的に整備を行う。これにより支出計画にある後半年度の財政支出分を特定公債の償還に充てる。利息については、例えば建設により利益を受ける自治体が支払う。	昭和28年以来、道路整備を支えてきた「道路特定財源制度」は受益と負担の関係が明確な「合理性」と、道路利用者が全て負担するという「公平性」、計画的な道路整備のための必要財源を確保する「安定性」を担保できる制度であり、国の計画的な道路整備を待ち望む地方都市にとっては、この制度の役割を非常に高く評価している。しかし、国の財政状況から道路特定財源の一部一般会計化が検討されているが、まだまだ地方の道路整備ニーズは非常に高い。本市は平成16年4月1日に合併し、京都市から直線で約90kmと、京都市の最北端の丹後半島に位置している。過疎化が心配される本市では、定住対策や観光振興による交流人口の増加、流通コストの軽減による産業振興など、道路整備はその生命線であり市民の悲願となっている。そのため、従来の「道路特定財源制度」の役割を担保するため、「特定道路建設促進公債」の新設を提案するものである。	京都府	京丹後市	財務省 国土交通省
1210040	地域再生基盤強化交付金手続きの効率化	地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱 第5及び第6 道整備交付金交付要綱 第9、第10及び第11 汚水処理施設整備交付金交付要綱 第8、第9及び第10 港整備交付金交付要綱 第9、第10及び第11	地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の裁量性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して経済基盤強化や生活環境整備を支援。	D B-2	地域再生基盤強化交付金は平成17年度に創設したもので、第1回目の計画の認定時期が6月であったことから、年度当初から交付申請を行っている各種補助事業と交付申請の時期にずれが生じたが、平成18年度より、年度当初における地域再生基盤強化交付金と各補助事業の交付申請の時期を同一に設定し、同時に交付申請を行えるようにしたところである。 地域再生基盤強化交付金の交付申請の様式は、内閣府が認定する地域再生計画に事業の概要等が記載されていることを踏まえ、関係機関の調整の下、交付金毎に統一した様式を設け、交付申請時における事務処理の簡素化・効率化に配慮しているところであるが、今後、交付申請の様式等について更なる簡素化が図れないか関係機関と調整を行う。	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	内閣府に一括計上	1102010	地域再生基盤強化交付金手続きの効率化	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合と同率まで、国の負担を引き上げ、同交付金制度の充実を図る。	現在、並行して行われている「地域再生基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」の手続き上での連携を高めるため、次のとおり取扱を改める。 交付申請等のスケジュールを、同一時期に設定する。 交付金と関連する補助金の申請様式を、可能な限り統一する。	「地域再生基盤強化交付金事業」と「各補助金事業」については、互いの事業を考慮し計画を策定しているが実情であるが、両制度の交付申請等のスケジュールが異なるため、せっかく「ワンストップ」窓口が導入されていても、同時に交付申請ができないのが実情である。 両制度の交付申請時期を同時期に設定することにより、事務処理の効率化を図ることができる。 「交付金制度」が従来の「補助金制度」を発展させた制度であることから、両制度における申請様式を、可能な限り統一することにより、事務処理の効率化が図られる。	鹿児島県	鹿児島県	農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府

様式1 12 国土交通省

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(目細)	概算要求額(単位:千円)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1210050	地域再生基盤強化交付金の一部国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱 第2 道整備交付金交付要綱 第2 汚水処理施設整備交付金交付要綱 第2 港整備交付金交付要綱 第2	地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の裁量性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して経済基盤強化や生活環境整備を支援。	C	地域再生基盤強化交付金の交付率については、交付金の主旨や各事業の特性、既存補助金とのバランス等を総合的に勘案して決定している。また、地域再生基盤強化交付金で対象となる施設についての既存の補助制度をそのまま存置し、既存の補助制度を申請するか地域の自主性を発揮できる地域再生基盤強化交付金を申請するかは選択することが可能であるものもある。そのため、現状の交付率で地域の再生の支障となることはないと考えている。	(項)地域再生推進費(目)地域再生基盤強化交付金	内閣府に一括計上	1102020	地域再生基盤強化交付金の一部国庫負担率の引き上げ	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合と同率まで、国の負担を引き上げ、同交付金制度の充実を図る。	従来の補助金制度では認められている「離島嵩上げ」や「地方道路整備臨時交付金」で認められている国庫負担率:5.5%などを、地域再生基盤強化交付金においても適用する。  ~ 現行の取扱 ~ 【補助制度】 地方道路整備臨時交付金を利用した場合 国庫負担率:5.5% 補助金制度の「離島嵩上げ」を利用した場合 国庫補助率:5.5% 電振法に適用される負担率を利用した場合 国庫負担率:7.0%程度 [地域再生基盤強化交付金] 国庫負担率:5.0%	地域再生基盤強化交付金の対象事業の一部について、他の制度を利用した場合に比べ、国の負担率が低く設定されていることが、同交付金の利用を躊躇する1つの原因となっている。 該当事業に対し、他の制度同様に国の負担率を引き上げることで、制度の充実化を図り、地域再生の取組を推進する。  平成18年度に実施された制度の拡充措置として、港整備事業については、「離島嵩上げ」の適用が認められている。	鹿児島県	鹿児島県	農林水産省 国土交通省 環境省 内閣府
1210060	現代ニーズの発信地「参加型子育て支援システム」導入計画	都市再生特別措置法(まちづくり交付金)	市町村が作成した交付期間が概ね3～5年の都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために国費(事業費の概ね4割)を交付する制度である。 地域の創意工夫を反映した総合的なまちづくりの計画(都市再生整備計画)に基づき、国から示す道路、公園、下水道や公営住宅などのメニュー(基幹事業)だけでなく、地区内において住民活動を支援する体制づくりを目的とした検討や住民活動そのものに対する支援を実施する場合等、住民の自主的な取り組みの下で行われるまちづくり活動を促進するような市町村の提案に基づく事業等(提案事業)も、基幹事業に対する一定の割合を対象に支援を行っている。	D	ご提案内容について、まちづくり交付金では市町村の提案に基づく事業(提案事業)として、支援が可能である。 また、平成19年度概算要望においては、「子育て世代活動支援センター(仮称)」の整備を基幹事業として支援し、子育て世代の積極的な社会参画を図ることとしている。	(項)都市環境整備事業費(目)まちづくり交付金 (項)揮発油税等財源都市環境整備事業費(目)まちづくり交付金	298,000,000	1163010	現代ニーズの発信地「参加型子育て支援システム」導入計画	市民型公共事業を目指す地域コミュニティ再生のための支援として、コミュニティ再生事業の子育て支援関連のパッケージ化。  今回提案のシステムの実行部隊となる人的資源の確保及び育成のための支援として、子育て世代の雇用促進、開拓および若年者のトライアル雇用の促進のパッケージ化。  子育て支援情報を共有し、円滑なIT環境を整備するための支援として、子育て支援に特化したIT関連事業のパッケージ化。	現実問題を抱えている現代ママ/パパのニーズを知り、実感できる子育て支援活動ができる仕組みづくり【参加型子育て支援システム】を提案する。情報発信/収集の場として、時間・場所を問わずに誰もが参加、提案できるHP「子育てコミュニティサイト」を立ち上げる。企業との協力を得てパパの参加を積極的に呼びかける。平行して、サイトを情報源に現場をつなぐ「先輩ママ事業」と、現行プランや現代の家族問題をわかりやすく説明する教材の発信や、出張説明会を設ける「現代子育て事情広報活動」を行う。これらの総括としてワークショップを設け、行政とともに実現化を検討する。全体の実行部隊は、事務局をもとに、学生や主婦を起用する。	本来、各家庭が実感できる子育て支援とは、多様な家族形態や地域性を含めた実態に即したものが望ましい。少子化問題において効果的な対策を施すためにも、現段階で世代や性別によって異なる論点を現代家庭のニーズに合わせて整理する必要がある。今回提案のシステムでは、問題を抱えている世代が直接参加することにより、問題や望む支援を数値で捉えることを可能とする。このシステムを公開することにより、学校や企業を含む地域社会がニーズに答える社会的環境をイメージし易い効果をもたらす。行政が参画することにより、ニーズにあった支援の実施へと結びつく循環ができる。生活に密着して共有しやすい課題である「子育て支援」をきっかけに、「参加提案 数値化 実施」の好循環を導くことができれば、骨太な地域コミュニティの基盤が構築できる。	山梨県	TwosTep	総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 内閣官房